

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2019年12月2日現在、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、当委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2019年10月30日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

I. 日本基準

1. 開発中の会計基準

(1) 収益認識に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、2018年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。

企業会計基準第29号が適用される時（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に改正を行えるよう、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて検討している。

（検討状況及び今後の計画）

2019年10月30日に、企業会計基準公開草案第66号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」等（コメント期限：2020年1月10日）を公表している。2020年3月に最終基準化することを目標としている。

(2) 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、2019年7月4日に、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した。

（検討状況及び今後の計画）

投資信託の時価の算定に関して、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行い、検討後、

¹ 中期運営方針については、ASBJのウェブサイト
(https://www.asb.or.jp/project/middle_plan.html) を参照のこと。

その取扱いを改正することを予定している。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることを予定している。

(3) リースに関する会計基準

(主な内容)

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討を行っている。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

2019年3月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。現在までに、リース会計専門委員会において、開発にあたって想定される論点について、関連する業界団体から意見聴取を行っている。開発の目標時期は特に定めていない。

(4) 金融商品に関する会計基準

(主な内容)

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討を行う。

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。

(今後の計画)

2019年10月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定している。開発の目標時期は特に定めていない。

(5) 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示

(主な内容)

「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示について、基準諮問会議からの提言に基づき、これらの開示の充実を図ることを目的として検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2019年10月30日に企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準公開草案第69号(企業会計基準第24号の改正案)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」(コメント期限:2020年1月10日)を公表している。両会計基準ともに、2020年3月に最終基準化することを目標としている。

(6) 財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成

(主な内容)

「財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成」について、基準諮問会議からの提言に基づき検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

開発の目標時期は特に定めていない。

2. 開発中の指針(実務上の取扱いを含む。)

(1) 税効果会計に関する指針

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、当委員会への移管を2018年2月に完了した。現在、当該移管後に改めて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式の売却に係る税効果について検討している。

(検討状況及び今後の計画)

開発の目標時期は特に定めていない。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2017年10月より検討を開始している。開発の目標時期は特に定めていない。

(3) 金利指標改革に起因する会計上の問題

(主な内容)

「金利指標改革に起因する会計上の問題」について検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2019年11月よりヘッジ会計を中心として金利指標改革に関連する会計基準の開発に着手することを決定している。2020年2月又は3月に公開草案を公表することを目標としている。

(4) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(主な内容)

「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

2020年4月又は5月に公開草案を公表することを目標としている。

3. その他の日本基準の開発に関する事項（適用後レビュー）

開示に関する適用後レビューの実施

(主な内容)

当委員会が開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。

当委員会は、「開示に関する適用後レビューの実施計画」を作成し、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告している。

(今後の計画)

現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業を実施している。目標時期は特に定めていない。

II. 修正国際基準

(主な内容)

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）は、IASB により公表された会計基準及び解釈指針についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

(検討状況及び今後の計画)

IASB から公表済みの会計基準及び解釈指針について、エンドースメント手続を実施する時期を検討している。

以 上